

# 岩沼市立岩沼中学校「学校部活動に係る活動方針」

令和7年11月改訂版

## 1 本校における学校部活動の方針

- 岩沼市教育委員会『岩沼市立中学校「学校部活動の方針」及び「部活動指導の手引き」第3版（令和7年10月改訂）に基づき、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的、自発的な参加することにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する。
  
- 部活動の教育的効果
  - ・ 同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる。
  - ・ 自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる。
  
- これまでの部活動の課題と推移
  - ※部活動の過熱化や行きすぎた指導による体罰等
  - ※適切な休養が設定されていないことによる健康被害、教員の多忙化 などこれらの課題解決のため、
  - ・平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定
  - ・平成30年12月に宮城県で「部活動での指導ガイドライン」が作成されたことを受け、岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」及び「部活動指導の手引き」を策定
  - ・平成30年12月に文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定
  - ・令和4年6月「運動部活動の地域移行に関する検討会提言」、同8月「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」があり、段階的な地域移行が開始される。
  - ・学校部活動の地域展開の現状から令和7年12月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定された
  
- 上記方針等を踏まえ、指導者（顧問及び外部指導者）が部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、部活動を一層充実させていくこととする。

また、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、保護者の理解を得ながら適切な運用に努める。
- 生徒の多様な活動を保障するため、部活動については任意加入とする。

## 2 適切な休養日及び活動時間等のガイドライン

### (1) 基本的な考え方

- 生徒の発達段階、健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し、週休日(土曜日・日曜日)と休日は原則学校部活動を行わない。平日においては週2日以上、休養日を設定する。
- 特に、運動部活動においては、適切に休養をとることがスポーツ障害を防ぐとともに、競技力の向上にもつながる。

- ① 活動時間については、平日は2時間以内 16:45 活動終了、長期休業期間は3時間程度とする。
- ② 年間を通して、朝練習は原則行わない。
- ③ 長期休業期間は、生徒の多様な活動を保障するためある程度まとまった休養日を設定する。また活動日数は土・日・閉庁日を除く平日日数の半分程度とする。

### (2) 強化期間の設定

- 下記に示す大会、各種コンクールの参加にあたっては活動強化期間を設定することができる。

- ・中学校総合体育大会(地区・県・東北・全国)
- ・中学校新人大会(地区・県)
- ・吹奏楽コンクール(地区・県・東北・全国)
- ・アンサンブルコンテスト(地区・県・東北・全国)

- ①活動強化期間を設定する際は、校長へ届出を提出し、許可を得るとともに、事前に保護者の承諾を得て活動する。
- ②活動期間は、概ね1ヶ月前からとし、平日30~45分程度の活動延長とし、活動終了時刻は17:30とする。
- ③週休日(土日)と休日に活動する場合は、3時間程度とする。
- ④大会等が2日間に渡る場合は、平日に休養日を設定する。  
※活動にあたっては、生徒の身体的な疲労を防止するとともに、活動に対する意欲の維持、向上に努める。

### (3) 各種大会への参加

中体連のシード権に関わる下記の大会に部として参加できることとする。

- ・全日本中学校通信陸上競技宮城県大会
- ・河北新報旗争奪中学校野球大会
- ・宮城県中学校春季選抜バレーボール大会
- ・宮城県中学校ソフトテニス大会(小島杯)
- ・宮城県バドミントン選手権大会(中学個人の部)
- ・宮城県バドミントン選手権大会(中学1年生の部)
- ・全日本卓球選手権大会(カデットの部)宮城県予選会
- ・宮城県下中学生柔道新人体重別選手権大会

※市長杯、その他競技団体が主催する大会については、基本的に部活動としての参加を認めない。参加する場合は、保護者や地域団体に引率・送迎を求めること。

#### **(4) 「部活動に係る活動方針」の策定と「活動計画」の作成**

- 学校は、岩沼市教育委員会の方針に基づき、「部活動に係る活動方針」を策定するとともに、部活動の「活動計画」を作成する。
- 各部活動顧問は方針を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者や外部指導者の理解と協力を得ながら実施する。
- 計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮する。
- 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

#### **(5) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて**

- 「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

### **3 指導体制の構築**

- 生徒や教員数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、活動場所や指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数を校長が設置する。
- 顧問については、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案し、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図るための体制を踏まえ、校長が委嘱する。